

更新ポイントについての Q&A

■学会活動

Q1: 勤務や子育てで家庭を空けられない都合があり、遠方の学術大会に直接参加できません。オンライン参加やオンデマンド参加でも、参加したことになりますか。

A1: オンライン参加でもオンデマンド参加でも、参加費を支払い、参加証明（参加証）を受け取っていれば参加となります。

Q2: 学会活動「交流集会企画・運営」に、学術大会のインタレストグループ/インタラクティブセッションのファシリテーターは含まれますか。

A2: 原則含まれません。「交流集会企画・運営」は、交流集会等セミナーやワークショップなどを企画し、実際に運営している必要があります。ご自身の名前が記載された学術大会のプログラムや抄録集を証明書類として提出ください。

Q3: 学会活動「シンポジスト」の証明書類として、抄録集の該当頁写しを手元にない場合、「自身の発表スライド」と「自分で書いた抄録のデータ」は認められますか。

A3: 本来認められません。該当する証明書類は申請用に保管してください。

Q4: 日本プライマリ・ケア連合学会の学術大会にて演者として登壇しました。こちらは学会活動「交流集会企画・運営」として認められますか。

A4: 学術大会での演者の場合はシンポジストのポイントとなります。「交流集会企画・運営」は、交流集会等セミナーやワークショップなどを企画し、実際に運営している必要があります。

Q5: 研究会での一般演題発表は認められますか。（例：「死の臨床研究会」など）

A5: どの研究会についてポイントを認めるかは、つど委員会にて審議を行いますので事務局へお問い合わせください。なお、「死の臨床研究会」での発表は認めることとしています。

■講演・講義・ファシリテーター

Q6: ICLS インストラクターとして年に数回、インストラクターとして講習会に参加しています。「専門職への研修などの講師」10ポイントで申請可能でしょうか。

A6: 専門職への研修の場合は、「専門職への研修などの講師：10 ポイント」、住民向けの研修の場合は「住民・市民向け講座の講師：5 ポイント」として認めます。インストラクターの依頼状を提出してください。

Q7: 講演・講座の講師証明書類に、「パワーポイント資料」は適切でしょうか。

細則通り、「講演名、日程、講師名の記載がある資料」であれば良いのでしょうか。

A7: パワーポイント資料は適切ではありません。講演・講座の講師依頼状の提出が必要です。

ただし院内勉強会など依頼状が出ない場合は、勉強会のお知らせやポスター、プログラムを資料として提出してください。

Q8: 講演・講義・ファシリテーター「プライマリ・ケア看護学ワークショップファシリテーター」に上限はありますか。

A8: 上限はありません。

■その他

Q9: 産休/育休のため3年間の更新保留中です。更新時期が近づきましたが、直近で学会活動を行った実績がない場合、5年以上前の活動も認められるのでしょうか。

A9: ポイント申請の対象となる活動は、実際の更新時期から遡って5年ではなく、過去の「認定期間中」の5年間といたします。事例報告書についても過去の「認定期間中」の5年間といたします。